

木製型枠歩掛について（公表）

このことにつきまして、見積価格の変動にともない歩掛を一部改正しましたので、公表します。

記

1.歩掛について

治山林道必携（設計積算編）：一般型枠（鉄筋・無筋構造物）歩掛の諸雑費を調整して適用。

諸雑費率　：　23.0%

（参考）平成 22 年 3 月 30 日付け 21 高治林第 1220 号通知

・治山林道必携一般型枠（鉄筋・無筋構造物）の諸雑費率(23%)に、まく板型枠資材を使用した時の割増率（ α ）を乗じて求める。

※諸雑費率の調整は、見積もりによる合板との単価差がないため調整しないものとする。

2.適用

治山林道事業にかかる請負工事費

平成 23 年 4 月 1 日以降の設計積算にかかるものから適用。